

# なら労働時報

## 奈良県の当面の 緊急雇用対策の取組について

現下の厳しい雇用情勢に対応し、奈良県緊急雇用対策本部において、「奈良県の当面の緊急雇用対策の取組(骨子)」をとりまとめましたので、お知らせします。

### ◆奈良県の当面の緊急雇用対策の取組(骨子)

- 1 解雇、雇止め等による離職者を対象とした県日々雇用職員の募集
- 2 離職退去者に対する県営住宅の期限付き入居の実施
- 3 非正規労働者等を対象とした就職活動支援の強化
- 4 公共事業による雇用機会の創出
- 5 「ふるさと雇用再生特別交付金事業」による雇用機会の創出
- 6 「緊急雇用創出事業」による雇用・就業機会の創出
- 7 「奈良県緊急雇用対策本部」の設置(既公表)
- 8 「原材料価格高騰等緊急特別対策資金」の創設、貸付枠の拡大等(既公表)

詳しくはこちらをご覧ください。

[http://www.pref.nara.jp/ddt\\_aspx\\_itemid-11888.htm](http://www.pref.nara.jp/ddt_aspx_itemid-11888.htm)

○お問い合わせ 奈良県商工労働部雇用労政課  
TEL 0742-27-8832



### 労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用労政課  
☎ 0120-450-355

月～金(祝日除く)  
午前9時～午後5時

◆奈良労働会館  
☎ 0742-23-5730

第4土曜日  
午後1時～午後5時

◆中和労働会館  
☎ 0745-22-6631

第1土曜日  
午後1時～午後5時

◆南和労働会館  
☎ 0747-52-2509

第3土曜日  
午後1時～午後5時

<http://www.pref.nara.jp/koyo/kitaku/soudan.html>

◆奈良県労働委員会  
☎ 0742-23-3530

労働者と事業主との間の紛争解決のための「あっせん」を行っています。

<http://www.pref.nara.jp/roi/>

## CONTENTS

奈良県の当面の緊急雇用対策の取組について	表紙
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の紹介	1
平成21年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業の公募	2
次世代育成支援対策推進法改正	3
奈良県産業別最低賃金改正	4
年末一時金要求妥結状況	4
第50回奈良県勤労者美術展	5
労務改善Q&A	6
労働条件明示確認月間	7
こまどりローン	7
ワークならネット(メールマガジン)登録者募集	7



### しごと相談ダイヤル

月～土(祝日除く)  
午前9時～午後5時

◆奈良しごとiセンター  
☎ 0742-23-5730

◆高田しごとiセンター  
☎ 0745-24-2010

パート・内職・技術講習など情報を提供します。  
企業内人権相談もご利用ください。

<http://www.pref.nara.jp/koyo/i-center/>

# 「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の紹介

(vol.4)

「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」とは、仕事と家庭の両立や多様な働き方などができる職場環境づくりを行っている企業です。推進企業は、育児・介護との両立や男女が共に働きやすい環境など仕事と生活の調和のとれた、また、雇用の継続や復帰がしやすいなど柔軟かつ多様な働き方ができる職場づくりや女性の就業率の向上など本県の実情に対応した地域雇用の推進、正規雇用の拡大など良質の雇用環境整備に取り組まれています。

奈良県では、これらの企業を登録しその取組内容などを紹介することにより、その活動を応援しています。また、取組内容が優れている企業の表彰も行っています。

登録企業とその取組内容の一部を平成20年8月号より紹介しています。(順不同)

## ■株式会社建築デザイン戸谷 (ロートアイロン製・FRP製手摺り、門扉、その他デザイン、設計、施工。http://ad-toya.com/)

奈良市西登美ヶ丘2-15-D320

TEL:0742-52-6536



- ・育児休業 入社6カ月以上で取得できる(法定では入社1年以上で取得できる)
- ・育児のための勤務時間短縮等の措置  
小学校就学の始期に達するまで(法定では満3歳に達するまで)
- ・短時間労働者等に働きに応じた昇進・昇格・賃金制度を導入している
- ・労働者自らの能力開発・向上にかかる取組を支援している
- ・ワークライフバランス調査を実施し、個々の家庭環境に配慮し、仕事と家庭の両立を支援している

## ■医療法人健和会 (サービス業。http://www.fureai-net.com/)

天理市中之庄町470

TEL:0743-68-4777

- ・年次有給休暇の取得促進に努めている
- ・短時間労働者等から正規労働者に登用する制度がある
- ・短時間労働者等に働きに応じた昇進・昇格・賃金制度等を導入している
- ・会社の方針として正規雇用の拡大を公表している
- ・若年者の雇用対策として、過去3年間にインターンシップを受け入れている



■三ツ星靴下株式会社 (レッグ、インナーファッション関連商品の企画、製造販売。http://www.mb-sox.com/)

香芝市別所44番地



- 育児のための勤務時間短縮等の措置  
小学校就学の始期に達するまで (法定では満3歳に達するまで)  
フレックスタイム制
- 介護のための勤務時間短縮等の措置  
フレックスタイム制
- 短時間労働者等から正規労働者に登用する制度がある
- 労働者の事情により、雇用を継続できる制度がある

■三ツ星産業株式会社 (レッグ、インナーファッション関連商品の企画、販売。http://www.mb-sox.com/)

大和高田市大字築山785 TEL:0745-53-1616

- 育児のための勤務時間短縮等の措置  
小学校就学の始期に達するまで (法定では満3歳に達するまで)  
フレックスタイム制
- 介護のための勤務時間短縮等の措置  
フレックスタイム制
- 短時間労働者等から正規労働者に登用する制度がある



※詳しい取組内容については、奈良県雇用労政課ホームページ([http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-4090.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4090.htm))をご覧ください。  
 ※「奈良県社員シャイン職場づくり推進企業」に登録するには、登録・表彰申請書に登録基準を満たしていることが確認できる書類を添えて申請してください。(申請書は上記ホームページからダウンロードできます。)  
 詳しくは奈良県雇用労政課労政福祉係(0742-27-8828)へお問い合わせください。

平成21年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業の公募について

～ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業ファミリー・フレンドリーな企業を表彰します～

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を対象に「均等・両立推進企業表彰」を実施しています。

この表彰制度のもと、多くの企業が表彰され、「地域でのイメージがアップした」、「優秀な人材の応募・確保につながった」、「従業員の士気が上がった」など、多くの喜びの声が寄せられています。

平成21年度の応募の受付期間は、平成21年1月1日から3月31日までです。

○お問い合わせ 奈良労働局雇用均等室  
奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎 TEL 0742-32-0210

# 次世代育成支援対策推進法が改正されます

我が国における急速な少子化の進行等の現状にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域や職場における、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律が、平成20年12月3日に法律第85号として公布され、次世代育成支援対策法の一部が改正されます。(以下改正法という。)

改正法(一般事業主関連部分)のポイント及び施行日は、次のとおりです。

## 改正のポイント

### ① 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化 (平成21年4月1日施行)

仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が、従業員101人以上の企業は義務(※101人以上300人以下企業は平成23年3月31日までは努力義務)、100人以下の企業は努力義務となります。

	現 行	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上企業	規定なし	義務	義務
101人以上300人以下企業		努力義務	義務
100人以下企業			努力義務

※義務及び努力義務の規定はそれぞれ上欄に掲げる日以降に策定又は変更した行動計画について適用されます。  
なお、平成21年3月31日までに策定又は変更した行動計画については義務ではありませんが、自ら公表、周知することを防げるものではありません。

### ② 行動計画の届出義務企業の拡大(従業員101人以上企業へ) (平成23年4月1日施行)

一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大されます。

	現 行	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義務	義務
101人以上300人以下企業	努力義務	義務
100人以下企業		努力義務

○お問い合わせ 奈良労働局雇用均等室  
奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎 TEL 0742-32-0210

# 奈良県産業別最低賃金が改正されました

特定の産業に適用される産業別最低賃金が下記のとおり改正されました。使用者は適用される最低賃金等を周知するとともに、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。支払い賃金を確かめ、最低賃金を下回ることのないようご注意ください。

最低賃金件名	時間額	発効日
奈良県最低賃金	678円	平成20年10月25日
産業別最低賃金		
最低賃金件名	時間額	発効日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	781円	平成20年12月25日
電気関係製造業 (電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用 電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械 器具製造業)	783円	
自動車小売業	781円	
木材・木製品、家具・装備品製造業(製材熟練等)	日額	平成元年1月25日
	時間額	
	6,527円	816円

## 平成20年 年末一時金 要求・妥結状況 最終結果

◇この調査は、県内に事業所を有する民間企業の労働組合を対象に行っています。(抽出)

◇調査対象 135労働組合のうち 50.4%にあたる 68組合から回答がありました。

回答のあった 68組合のうち、要求・妥結状況ともに回答があり、前年との比較が可能である60組合の状況は以下のとおりです。

平成20年 年末一時金 要求・妥結状況 (12月31日現在)									前年 要求・妥結状況 (同組合)					
区分	平均賃金 (円)	要 求			妥 結			対前年妥 結比(%)	要 求			妥 結		
		組合数	平均額(円)	月 数	組合数	平均額(円)	月 数		組合数	平均額(円)	月 数	組合数	平均額(円)	月 数
全 産 業 計	253,193	60	589,237	2.33	60	479,942	1.90	-1.90	60	588,749	2.34	60	489,251	1.95
300人未満	237,474	42	542,604	2.28	42	420,557	1.77	-3.35	42	540,681	2.31	42	435,148	1.86
300-999人	277,381	8	656,580	2.37	8	614,597	2.22	-5.80	8	698,042	2.51	8	652,444	2.34
1,000人以上	299,362	10	731,221	2.44	10	621,637	2.07	6.09	10	703,199	2.34	10	586,929	1.95
製 造 業 計	246,436	37	544,222	2.21	37	437,328	1.77	-4.65	36	550,935	2.26	36	458,648	1.88
食料品・たばこ	244,862	4	545,782	2.23	4	466,175	1.90	1.20	4	523,511	2.16	4	460,635	1.90
繊維・衣服	223,431	11	406,634	1.82	11	223,211	1.00	-13.29	10	423,218	1.95	10	257,409	1.19
木材・木製品	*	1	*	*	1	*	*	*	1	*	*	1	*	*
紙・紙加工品	*	1	*	*	1	*	*	*	2	*	*	2	*	*
印 刷	212,637	3	420,277	1.98	3	319,861	1.50	3.89	3	369,889	1.74	3	307,888	1.45
化学・プラスチック	233,964	5	637,637	2.73	5	499,796	2.14	-2.19	5	589,951	2.48	5	510,982	2.15
ゴム・皮革	*	1	*	*	1	*	*	*	1	*	*	1	*	*
窯業・土石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非鉄・金属	263,002	4	583,093	2.22	4	507,084	1.93	-0.50	4	580,812	2.14	4	509,642	1.88
各種機械器具	291,517	6	649,093	2.23	6	623,105	2.14	-6.32	6	681,719	2.47	6	665,121	2.41
そ の 他	*	1	*	*	1	*	*	*	1	*	*	1	*	*
卸 売 ・ 小 売 業	248,157	9	587,310	2.37	9	493,141	1.99	8.14	10	534,663	2.22	10	456,027	1.89
金 融 ・ 不 動 産 業	355,465	2	884,470	2.49	2	884,476	2.49	12.79	2	867,122	2.41	2	784,170	2.18
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	218,849	4	551,843	2.52	4	352,503	1.61	-7.24	4	553,525	2.52	4	380,002	1.73
サ ー ビ ス 業 等	281,709	8	744,486	2.64	8	624,772	2.22	-3.79	8	774,539	2.71	8	649,385	2.27

\*については、組合数が1のため公表しない。

# 第50回 奈良県勤労者美術展

勤労者の美術的意欲を増進し、ゆとりあるライフスタイルの向上を推進することを目的に平成20年12月17日(水)～21日(日)奈良県文化会館において開催され、日本画、洋画、書、写真、彫塑、工芸の6部門に185点が寄せられました。

勤美展賞に選ばれた各部門の作品を紹介します。(敬称略)

## 日本画



### 「夏の・・・」 内田 幸子

講評 素直な観察の姿勢が感じられ好作です。画面上部の花の形とその配し方が素晴らしい。控えめな赤紫の配色も見事です。葉の緑色が美しい。よく観察されたからでしょう。

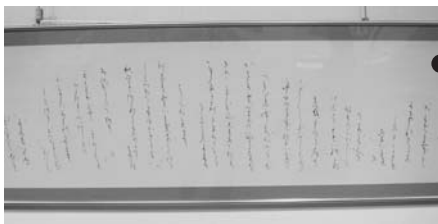
## 洋画

### 「バザール」 中川 香代

講評 ソフトな色彩の構成が感じ良く二人の婦人からかもしだす雰囲気が和やかに伝わってくるようです。昨年作品より一歩出た感じがあります。



## 書



### 「奥山に」 宇野 康代

講評 書の古典を勉強しつくしてのいい出来。こんな地道な仕事か後の秀作に連なるのだと思う。

## 写真

### 「晩秋」 中川 常正

講評 この作品はまず画題の選択が優れているばかりでなく冷え込む晩秋に急に温度が高くなり霧のでた朝景色に湿感と温度を同時に撮しとったことが成功したスケールのある良い作品になった。



## 彫塑



### 「ほととぎす」 浦田 直樹

講評 あまりよく見られない鳥であるが、木彫りの刀法は優れていてバランスもよく木の温か味が感じられる。目の表現方法や台の大きさに、一工夫あれば尚良くなると思う

## 工芸

### 「衝立」 中西 武治

講評 外枠に重量感のある材を用い中間部の三段には細やかな細工を合わせたデザインがいいです。丸材の組み合わせ部も苦勞の跡が見られます。今後も期待します。



# 労務改善 Q&A

**Q**

私は、6か月の期間を定めてある派遣会社に雇用され、別の会社に派遣されて勤務し始めました。ところが、働きはじめて3か月が過ぎたときに、派遣元から「派遣先が『業務の必要がなくなった』とってきたので、明日から派遣先に行かなくてもよい、次の会社を紹介するまで待っているように」との連絡を受けました。このような場合、別の派遣先での仕事ができるまで、待っているしかないのでしょうか。

**A**

- (1) 労働者派遣とは、派遣会社(派遣元)が雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先の労働に従事させることをいい、労働者派遣法に基づいて行われます。つまりは、労働者派遣は、①派遣元と労働者(相談者)との間で労働契約が締結される(雇用関係が発生する、派遣元は使用者ということになります)、②派遣元と派遣先との間で労働者派遣契約が締結される、③労働者は、派遣先の指揮命令を受けて派遣先の労働勤務に従事する、といった三つの関係で構成されています。
- (2) 相談者が雇用された派遣会社は、いわゆる《登録型》のもので、派遣先からの労働者派遣の要請があるたびに、登録された「社員」をその都度雇用するというタイプのものであると考えられます。そしてご相談のケースでは、①派遣先が、派遣元との労働者派遣契約を契約期間満了前に解除してきたために、②派遣元が労働者との労働契約を期間満了前に解除(使用者側からの労働契約の解除を「解雇」といいます)してきたものと考えられます。
- (3) いずれにせよ今回の派遣会社からの連絡は解雇に該当しますので、労働基準法や労働契約法の解雇に関する規定が適用されます。主要なものは以下の規定です。

まず解雇そのものについて、労働契約法16条は「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」と規定し、同法17条は「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない」としています。ただ、派遣元は、派遣先からの労働者派遣契約を解除されたことを、相談者に対する解雇についての「やむを得ない事由」であると主張するでしょう。
- (4) 解雇がやむを得ないとしても、労働基準法20条1項は、解雇は少なくとも 30日前にその予告をしなければならず、30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならないと規定しています。この金員を解雇予告手当といいますが、相談者はこれを請求できることとなります。また、期間満了前の解雇に使用者(派遣元)に過失がある場合には、損害賠償も請求できます(民法628条)。相談者が、派遣元にこれらの請求をするときには、派遣元もまた派遣先に対して、労働者派遣契約の期間満了前の解除によって生じた損害を賠償請求できる可能性があることを示唆するのもよいでしょう。
- (5) また、厚生労働省の告示(平成11年177号・138号)は、労働者派遣契約の期間満了前の解除に当たっては、派遣元・派遣先どちらについても、関連会社にあっせんするなどにより労働者に「新たな就業機会の確保を図ること」を「講ずべき措置」の一つとして掲げています。相談者も、このような《あっせん》を要望してみてください。
- (6) さらに派遣元の理解が得られるなら、解雇そのものを見直し、次の仕事があるまでの期間を休業期間扱いとして、休業手当を支給するように請求することも一つの解決策として考慮してください(労働基準法26条によれば、使用者に帰責事由のある休業の場合には、平均賃金の60%以上を休業手当として支給しなければならないことになっています)。

## 平成20年3月1日～31日は 「労働条件の明示・確認月間」です！

労働契約を結ぶ際には労働条件の明示(主要な条件は書面で)が必要です。ご確認を。  
また、職場でのトラブルを避け、労使関係が良好なものとなるようにルールを整えた「労働契約法」にもご留意を。

### ■労働条件通知書

(様式例1枚目) <http://www.nararoudoukyoku.go.jp/O3roudou/image/yousiki0201.pdf>

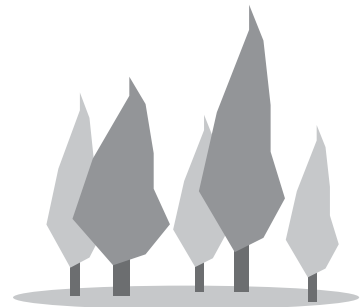
(様式例2枚目) <http://www.nararoudoukyoku.go.jp/O3roudou/image/yousiki0202.pdf>

### ■お問い合わせ

奈良労働局労働基準部監督課	☎ 0742-32-0204
奈良労働基準監督署	☎ 0742-23-0435
葛城労働基準監督署	☎ 0745-52-5891
桜井労働基準監督署	☎ 0744-42-6901
大淀労働基準監督署	☎ 0747-52-0261

### ■奈良労働局ホームページ

<http://www.nararoudoukyoku.go.jp/>



## こまどりローン〈奈良県勤労者生活支援資金融資制度〉

奈良県が近畿労働金庫と提携して行っている働く皆様のための融資制度です。

- ①中小企業に勤務する方で次の要件を満たす方  
〔・県内在住又は在勤・現住所1年以上居住・現勤務先1年以上勤務〕
- ②離職者で雇用保険受給中の方で次の要件を満たす方(連帯保証人1名必要)  
〔・県内在住・現住所1年以上居住・離職前勤務先1年以上勤務〕
- ③育児・介護休業を取得中又は取得予定で、休業残期間が1ヵ月以上ある方で次の要件を満たす方  
〔・県内在住又は在勤・現住所1年以上居住・現勤務先1年以上勤務〕

◆使途:①②教育費・医療費 ③生活資金 ◆融資額:100万円(介護は60万円)  
◆年利:1.6% ◆返済:5年以内 ◆保証機関の保証が必要です

\* 金融機関の審査により、融資することが出来ない場合があります。

- 融資申込窓口 近畿労働金庫県内各支店へ  
奈良支店 <0742-36-2100> 郡山支店 <0743-53-8581>  
高田支店 <0745-53-2211> 桜井支店 <0744-45-0123>  
吉野支店 <0747-52-0351>
- 問い合わせ先 近畿労働金庫奈良ローンセンター <0742-36-2177>  
近畿労働金庫中和ローンセンター <0745-53-7671>  
奈良県雇用労政課 <0742-27-8828> <http://www.pref.nara.jp/koyo/roufuku/fukusi.html>

## メールマガジン「ワーク・ならネット」登録者募集

奈良県では、労働に関する県の施策や調査結果をはじめ、法律・制度の改正、就職・職業能力開発に関する情報のほか、講演会、セミナー、最新のイベント情報など、労働に関する情報をメールでお手元にお届けします。ぜひ登録してください。

### ★読者登録について (無料)

・パソコン版・携帯版「ワーク・ならネット」の読者登録は、奈良県雇用労政課ホームページからどうぞ  
→<http://www.pref.nara.jp/koyo/naranet/>

### ★情報配信について

・パソコン版: 月2回(原則として毎月1日及び15日) ・携帯版: 随時

### ★問い合わせ

奈良県商工労働部雇用労政課労政福祉係 TEL 0742-27-8828

